

すべての都道府県で地域別最低賃金の改定額が確定されました

～全国加重平均額は昨年度から26円上げの874円となります～

①最低賃金とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、会社は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。仮に、最低賃金額より低い賃金で契約した場合は、法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

また会社が最低賃金を支払っていない場合には、会社は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則（50万円以下の罰金）が定められています。

②最低賃金額について

最低賃金の対象となるのは毎月支払われる基本的な賃金なので、最低賃金を計算する場合には、実際に支払われる賃金から以下の賃金を除外したものが対象となります。

【最低賃金の対象とならない賃金】

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- (4) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

③平成30年度最低賃金のポイント

都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会の答申を経て都道府県労働局長が決定した平成30年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。

- ・改定額の全国加重平均額は874円（昨年度 848円）
- ・全国加重平均額26円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降、昨年度と並んで最大の引上げとなっています。
- ・最高額（東京都985円）に対する最低額（高知県等8県740円）の比率は、75.1%（昨年度は76.9%。なお、この比率は昨年まで3年連続の改善していましたが、今年は比率が少し広がっています）。

④最低賃金額（平成30年10月1日施行）

都道府県	引上額(円)	
	(新賃金)	(差額金)
北海道	835	25
茨城	822	26
栃木	826	26
群馬	809	26
埼玉	898	27
千葉	895	27
東京	985	27
神奈川	983	27
京都	882	26
大阪	936	27
広島	844	26
高知	762	25
福岡	814	25
沖縄	762	25
全国過重平均額	874	26

⑤実例

実例をあげて検証します。

□東京都の**最低賃金：985円**

□1日の所定労働時間：8時間

□年間休日数：105日

□給与等

- ・基本給：155,000円(a)
- ・職務手当：20,000円(b)
- ・資格手当：15,000円(c)
- 合計190,000円

《検証》

1箇月平均所定労働時間＝

$(365日 - 105日) \times 8H \div 12か月$
＝173.3Hとすると

○クリアするケース：上記例の通り

$[(a) + (b) + (c)] \div 173.3 = 1,096.4円$

●クリアしないケース：職務手当(b)がないケース

$[(a) + (c)] \div 173.3 = 981.0円$

このように最低賃金の変更時期に今一度、給与のお支払状況を確認して頂くようお願いいたします。

最低賃金に関するお悩みがあればご相談ください。